

本文書は、日本企業の中対投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

人工知能生成・合成コンテンツラベル表示弁法
（国信弁通字〔2025〕2号として2025年3月7日発布、同年9月1日施行）

第1条 人工知能の健全な発展を促進し、人工知能生成・合成コンテンツのラベル表示を規範化し、公民、法人及びその他の組織の適法な権益を保護し、社会公共の利益を守るため、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「インターネット情報サービス・アルゴリズム・レコメンデーション管理規定」、「インターネット情報サービス・ディープシンセシス管理規定」、「生成系人工知能サービス管理暫定弁法」等の法律、行政法規及び部門規則に基づき、本弁法を制定する。

第2条 「インターネット情報サービス・アルゴリズム・レコメンデーション管理規定」、「インターネット情報サービス・ディープシンセシス管理規定」及び「生成系人工知能サービス管理暫定弁法」所定の事由に適合するネット情報サービス提供者（以下「サービス提供者」という。）が人工知能生成・合成コンテンツのラベル表示活動を展開する場合に、本弁法を適用する。

第3条 人工知能生成・合成コンテンツとは、人工知能技術を利用して生成及び合成されるテキスト、画像、音声、動画、バーチャルシーン等の情報をいう。

人工知能生成・合成コンテンツのラベルには、明示的ラベル及び暗黙的ラベルが含まれる。

明示的ラベルとは、生成・合成コンテンツ又はインタラクティブシーンのインターフェース中に追加される、文字、音声、グラフィック等の方式により表示され、かつ、ユーザーによってはっきりと感知されることが出来るラベルをいう。

暗黙的ラベルとは、技術措施を講じて生成・合成コンテンツのファイルデータ中に追加される、ユーザーによってはっきりと感知されることが容易ではないラベルをいう。

第4条 サービス提供者の提供する生成・合成サービスが「インターネット情報サービス・ディープシンセシス管理規定」第17条第1項の事由に該当する場合には、次の各号に掲げる要求に従い、生成・合成コンテンツに対して明示的ラベルを追加しなければならない。

- （一）テキストの冒頭、末尾若しくは中間の適切な位置に文字による注意喚起若しくは一般的に用いられている符号による注意喚起等のラベルを追加し、又はインタラクティブシーンのインターフェース若しくは文字の周辺に目立つ注意喚起ラベルを追加する。
- （二）音声の冒頭、末尾若しくは中間の適切な位置にナレーションによる注意喚起若しくは音声リズムによる注意喚起等のラベルを追加し、又はインタラクティブシーンのインターフェース中に目立つ注意喚起ラベルを追加する。
- （三）画像の適切な位置に、目立つ注意喚起ラベルを追加する。
- （四）動画の冒頭画面及び動画再生の周辺の適切な位置に、目立つ注意喚起ラベルを追

加する。また、動画の末尾及び中間の適切な位置に、目立つ注意喚起ラベルを追加することができる。

- (五) バーチャルシーンを表示する際には、冒頭画面の適切な位置に、目立つ注意喚起ラベルを追加する。また、バーチャルシーンのサービス継続過程における適切な位置に、目立つ注意喚起ラベルを追加することができる。
- (六) その他の生成・合成サービスのシーンについては、自身の応用の特徴に基づいて、目立つ注意喚起ラベルを追加する。

サービス提供者は、生成・合成コンテンツのダウンロード、複製、エクスポート等の機能を提供する際には、要求を満たす明示的ラベルがファイル中に含まれるよう確保しなければならない。

第 5 条 サービス提供者は、「インターネット情報サービス・ディープシンセシス管理規定」第 16 条の規定に従い、生成・合成コンテンツのファイルのメタデータ中に暗黙的ラベルを追加しなければならない。暗黙的ラベルには、生成・合成コンテンツの属性情報、サービス提供者の名称又はコード、コンテンツ番号等の制作要素情報を含める。

サービス提供者が生成・合成コンテンツ中に電子透かし等の形式の暗黙的ラベルを追加することを奨励する。

ファイルのメタデータとは、特定の符号化方式に従ってファイルの先頭に埋め込まれる記述的情報をいい、ファイルの出所、属性、用途等の情報内容の記録に用いられる。

第 6 条 ネット情報コンテンツ伝播サービスを提供するサービス提供者は、次の各号に掲げる措置を講じ、生成・合成コンテンツの伝播活動を規範化しなければならない。

- (一) ファイルのメタデータ中に暗黙的ラベルが含まれているか否かを確認した場合において、ファイルのメタデータに、生成・合成コンテンツである旨が明確に表記されていたときは、適切な方式を採用して発信コンテンツの周辺に目立つ注意喚起ラベルを追加し、当該コンテンツが生成・合成コンテンツに該当する旨について公衆に明確に注意を促す。
- (二) ファイルのメタデータ中において暗黙的ラベルが確認されていないが、ユーザーが生成・合成コンテンツである旨を表明している場合には、適切な方式を採用して発信コンテンツの周辺に目立つ注意喚起ラベルを追加し、当該コンテンツが生成・合成コンテンツである可能性がある旨について公衆に注意を促す。
- (三) ファイルのメタデータ中において暗黙的ラベルが確認されておらず、ユーザーも生成・合成コンテンツである旨を表明していないが、ネット情報コンテンツ伝播サービスを提供するサービス提供者が明示的ラベル又はその他の生成・合成に係る痕跡を検出した場合には、疑似生成・合成コンテンツとして識別し、適切な方式を採用して発信コンテンツの周辺に目立つ注意喚起ラベルを追加し、当該コンテンツが生成・合成コンテンツであると疑われる旨について公衆に注意を促す。
- (四) 必要なラベル表示機能を提供し、かつ、発信コンテンツ中に生成・合成コンテンツが含まれているか否かを自ら進んで表明するようユーザーに注意を促す。

前項第一号から第三号までの事由がある場合には、生成・合成コンテンツの属性情報、伝播プラットフォームの名称又はコード、コンテンツ番号等の伝播要素情報をファイルのメタデータ中に追加しなければならない。

第 7 条 インターネット・アプリケーションプログラム配信プラットフォームは、アプリ

ケーションプログラムのストア公開又はリリースに係る審査の際において、人工知能生成・合成サービスを提供するか否かを説明するようインターネット・アプリケーションプログラム・サービス提供者に要求しなければならない。インターネット・アプリケーションプログラム・サービス提供者が人工知能生成・合成サービスを提供する場合には、インターネット・アプリケーションプログラム配信プラットフォームは、その生成・合成コンテンツのラベル表示関連資料を確認しなければならない。

第 8 条 サービス提供者は、ユーザーサービス合意の中で生成・合成コンテンツのラベル表示の方法、様式等の規範内容を明確に説明し、かつ、関連するラベル表示管理要求を読み込んで理解するようユーザーに注意喚起しなければならない。

第 9 条 明示的ラベルが追加されていない生成・合成コンテンツの提供をユーザーがサービス提供者に申請した場合には、サービス提供者は、ユーザー合意を通じてユーザーのラベル表示義務及び使用責任を明確にした後に、明示的ラベルを含まない生成・合成コンテンツを提供することができ、かつ、法により提供対象情報等の関連ログを 6 か月以上残しておく。

第 10 条 ユーザーは、ネット情報コンテンツ伝播サービスを使用して生成・合成コンテンツを発信する場合には、自ら進んで表明し、かつ、サービス提供者が提供するラベル表示機能を使用してラベル表示を行わなければならない。

如何なる組織及び個人も、本弁法所定の生成・合成コンテンツのラベルを悪意により削除、改ざん、偽造及び隠匿してはならず、他人が実施する上記の悪意による行為のためにツール又はサービスを提供してはならず、正当でないラベル表示手段を通じて他人の適法な権益を損なってはならない。

第 11 条 サービス提供者がラベル表示活動を展開する場合には、関連する法律、行政法規、部門規則及び強制的国家標準の要求にも適合しなければならない。

第 12 条 サービス提供者は、アルゴリズムに係る届出、安全評価等の手続を履行する際には、本弁法に従って生成・合成コンテンツのラベル表示関連資料を提供し、かつ、ラベル情報の共有を強化し、関連する違法犯罪活動を防止し取り締まるためにサポート及び援助を提供しなければならない。

第 13 条 本弁法の規定に違反する場合には、ネット情報、電信、公安及びラジオテレビ等の関係主管部門が職責により、関係する法律、行政法規及び部門規則の規定に従って処理をする。

第 14 条 本弁法は、2025 年 9 月 1 日から施行する。

（法令原文名称：人工智能生成合成内容标识办法）